

○内閣府令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項の規定により準用する同条第一項の規定に基づき、食品表示基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三

食品表示基準の一部を改正する内閣府令

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、現行欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正案欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、現行欄及び改正案欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正案欄に掲げるもののように改め、改正案欄に掲げる対象規定で現行欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正案

(義務表示の特例)  
 第五条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合  
 にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

酒類を販売する場合 食品を製造し、又は加工し た場所で販売する場合 不特定又は多数の者に対し て譲渡（販売を除く。）す る場合	原材料名 アレルゲン 原産 国名	原材料名（特定保健用食品及 び機能性表示食品の場合を除 く。） 内容量又は固形量及 び内容総量（特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を 除く。） 栄養成分の量及び 熱量（栄養表示をしようとし る場合並びに特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を 除く。） 食品関連事業者の 氏名又は名称及び住所（特定 保健用食品及び機能性表示食 品の場合を除く。） 原産国 名 原料原産地名 別表第十 九の中欄に掲げる表示事項（ 即席めん類（即席めんのうち 生タイプ即席めん以外のもの をいう。）に係る油脂で処理 した旨、無菌充填豆腐（食品 ）添加物等の規格基準第1食 品の部D各条の項の豆腐に規
--	---------------------	---

現行

(義務表示の特例)  
 第五条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合  
 にあつては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

酒類を販売する場合 食品を製造し、又は加工し た場所で販売する場合 不特定又は多数の者に対し て譲渡（販売を除く。）す る場合	原材料名 アレルゲン 原産 国名	原材料名（特定保健用食品及 び機能性表示食品の場合を除 く。） 内容量又は固形量及 び内容総量（特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を 除く。） 栄養成分の量及び 熱量（栄養表示をしようとし る場合並びに特定保健用食品 及び機能性表示食品の場合を 除く。） 食品関連事業者の 氏名又は名称及び住所（特定 保健用食品及び機能性表示食 品の場合を除く。） 原産国 名 原料原産地名 別表第十 九の中欄に掲げる表示事項（ 即席めん類（即席めんのうち 生タイプ即席めん以外のもの をいう。）に係る油脂で処理 した旨、食肉（鳥獣の生肉（ 骨及び臓器を含む。）に限る 。以下この項において同じ。
--	---------------------	---

定する無菌充填豆腐をいう。  
以下同じ。)に係る常温での  
保存が可能である旨及び常温  
で保存した場合における賞味  
期限である旨の文字を冠した  
その年月日、食肉(鳥獣の生  
肉(骨及び臓器を含む。))に  
限る。以下この項において同  
じ。)の項の中欄に掲げる事  
項、食肉製品(食品衛生法施  
行令第一条第一項第四号に掲  
げるものに限る。以下この表  
において同じ。)の項の中欄  
に掲げる事項、乳の項の中欄  
に掲げる事項、乳製品の項の  
中欄に掲げる事項、乳又は乳  
製品を主要原料とする食品の  
項の中欄に掲げる事項、鶏の  
液卵(鶏の殻付き卵から卵殻  
を取り除いたものをいう。)  
の項の中欄に掲げる事項、切  
り身又はむき身にした魚介類  
(生かき及びぶぐを原材料と  
するふぐ加工品(軽度の撒塩  
を行ったものを除く。))を除  
く。)であって、生食用のもの  
(凍結させたものを除く。  
)の項の中欄に掲げる事項、  
生かきの項の中欄に掲げる事  
項、ゆでがにに係る飲食に供  
する際に加熱を要するかどう

の項の中欄に掲げる事項、  
食肉製品(食品衛生法施行令  
第一条第一項第四号に掲げる  
ものに限る。以下この表にお  
いて同じ。)の項の中欄に掲  
げる事項、乳の項の中欄に掲  
げる事項、乳製品の項の中欄  
に掲げる事項、乳又は乳製品  
を主要原料とする食品の項の  
中欄に掲げる事項、鶏の液卵  
(鶏の殻付き卵から卵殻を取  
り除いたものをいう。)の項  
の中欄に掲げる事項、切り身  
又はむき身にした魚介類(生  
かき及びぶぐを原材料とする  
ふぐ加工品(軽度の撒塩を行  
ったものを除く。))を除く。  
)であって、生食用のもの(凍  
結させたものを除く。)の  
項の中欄に掲げる事項、生か  
きの項の中欄に掲げる事項、  
ゆでがにに係る飲食に供する  
際に加熱を要するかどうかの  
別、魚肉ハム、魚肉ソーセー  
ジ及び特殊包装かまぼこの項  
の中欄に掲げる事項、ふぐを  
原材料とするふぐ加工品(軽  
度の撒塩を行ったものを除く  
。))の項の中欄に掲げる事項  
、鯨肉製品に係る気密性のあ  
る容器包装に充てんした後、

---

---

かの別、魚肉ハム、魚肉ソー  
セージ及び特殊包装かまぼこ  
の項の中欄に掲げる事項、ふ  
ぐを原材料とするふぐ加工品  
(軽度の撒塩を行ったものを  
除く。)の項の中欄に掲げる  
事項、鯨肉製品に係る気密性  
のある容器包装に充てんした  
後、その中心部の温度を摂氏  
百二十度で四分間加熱する方  
法又はこれと同等以上の効力  
を有する方法により殺菌した  
もの(缶詰又は瓶詰のものを  
除く。)の殺菌方法、冷凍食  
品の項の中欄に掲げる事項、  
容器包装詰加圧加熱殺菌食品  
に係る食品を気密性のある容  
器包装に入れ、密封した後、  
加圧加熱殺菌した旨(缶詰又は  
瓶詰の食品、清涼飲料水、  
食肉製品、鯨肉製品及び魚肉  
練り製品を除く。)、容器包  
装に密封された常温で流通す  
る食品(清涼飲料水、食肉製  
品、鯨肉製品及び魚肉練り製  
品を除く。)のうち、水素イ  
オン指数が四・六を超え、か  
つ、水分活性が〇・九四を超  
え、かつ、その中心部の温度  
を摂氏百二十度で四分間に満  
たない条件で加熱殺菌された

---

---

その中心部の温度を摂氏百二  
十度で四分間加熱する方法又  
はこれと同等以上の効力を有  
する方法により殺菌したもの  
(缶詰又は瓶詰のものを除く  
。)の殺菌方法、冷凍食品の  
項の中欄に掲げる事項、容器  
包装詰加圧加熱殺菌食品に係  
る食品を気密性のある容器包  
装に入れ、密封した後、加圧  
加熱殺菌した旨(缶詰又は瓶  
詰の食品、清涼飲料水、食肉  
製品、鯨肉製品及び魚肉練り  
製品を除く。)、容器包装に  
密封された常温で流通する食  
品(清涼飲料水、食肉製品、  
鯨肉製品及び魚肉練り製品を  
除く。)のうち、水素イオン  
指数が四・六を超え、かつ、  
水分活性が〇・九四を超え、  
かつ、その中心部の温度を摂  
氏百二十度で四分間に満たな  
い条件で加熱殺菌されたもの  
であつて、ボツリヌス菌を原  
因とする食中毒の発生を防止  
するために摂氏十度以下での  
保存を要するものに係る要冷  
蔵である旨、缶詰の食品に係  
る主要な原材料名、水のみを  
原料とする清涼飲料水に係る  
殺菌又は除菌を行っていない

---

---

2	「略」	
		<p>ものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏十度以下の保存を要するものに係る要冷蔵である旨、缶詰の食品に係る主要な原材料名、水のみを原料とする清涼飲料水に係る殺菌又は除菌を行っていない旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であつて、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）</p>

（義務表示）  
 第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には

2	「同上」	
		<p>旨（容器包装内の二酸化炭素圧力が摂氏二十度で九十八キロパスカル未満であつて、殺菌又は除菌（ろ過等により、原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去することをいう。以下同じ。）を行わないものに限る。）及び果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであつて、原料用果汁以外のものに係る「冷凍果実飲料」の文字を除く。）</p>

（義務表示）  
 第十条 食品関連事業者が業務用加工食品を販売する際（容器包装に入れないで、かつ、設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定若しくは多数の者に対する譲渡（販売を除く。）の用に供する場合を除く。）には

、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

「一〇十三 略」

十三の二 無菌充填豆腐に関する事項

「十四〇三十 略」

「二〇四 略」

(義務表示の特例)

第十一条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

「略」	「略」
容器包装に入れないで販売する場合	保存の方法 消費期限又は賞味期限 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 アレルゲン L-フェニルアラニン化合物を含む旨 乳児用規格適用食品である旨 即席めん類に関する事項 食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。))に限る。)に関する事項 食肉製品(食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。)に関する事項 乳に関する事項 乳製品に関する事項 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項 鶏の液卵に関する事項 切

、次の各号に掲げる表示事項がそれぞれ第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書の規定は適用しない。

「一〇十三 同上」

「号を加える」

「十四〇三十 同上」

「二〇四 同上」

(義務表示の特例)

第十一条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

「同上」	「同上」
容器包装に入れないで販売する場合	保存の方法 消費期限又は賞味期限 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称 アレルゲン L-フェニルアラニン化合物を含む旨 乳児用規格適用食品である旨 即席めん類に関する事項 食肉(鳥獣の生肉(骨及び臓器を含む。))に限る。)に関する事項 食肉製品(食品衛生法施行令第一条第一項第四号に掲げるものに限る。)に関する事項 乳に関する事項 乳製品に関する事項 乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項 鶏の液卵に関する事項 切

2

「略」

	り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項 生かきに関する事項 ゆでがにに関する事項 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項 ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項 鯨肉製品に関する事項 冷凍食品に関する事項 ミネラルウォーター類に関する事項 冷凍果実飲料に関する事項
--	---

（義務表示）

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

「一〇十 略」

2

「同上」

	り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項 生かきに関する事項 ゆでがにに関する事項 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項 ふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項 鯨肉製品に関する事項 容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項 缶詰の食品に関する事項 ミネラルウォーター類に関する事項 冷凍果実飲料に関する事項
--	--

（義務表示）

第十五条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた加工食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項（酒類にあつては、第六号に掲げる表示事項を除く。）が第三条及び第四条に定める表示の方法に従い表示されなければならない。この場合において、第三条第一項ただし書及び同項の表の名称の項の2の規定は適用しない。

「一〇十 同上」

十の二 無菌充填豆腐に関する事項  
「十一」～「二十七」略

(義務表示の特例)

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）する場合	名称（容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。）
	原産地 内

「号を加える」  
「十一」～「二十七」同上

(義務表示の特例)

第二十条 前二条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあっては、同表の下欄に掲げる表示事項の表示は要しない。

生産した場所で販売する場合又は不特定若しくは多数の者に対して譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）する場合	名称（容器包装に入れられたシアン化合物を含有する豆類、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。）
	原産地 内容量 食品関連事業者の氏名 又は名称及び住所 玄米及び精米に



〔略〕	
〔略〕	<p>容量 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 玄米及び精米に関する事項 栽培方法（しいたけに限る。以下同じ。） 解凍した旨（水産物に限る。以下同じ。） 養殖された旨（水産物に限る。以下同じ。）</p>

（義務表示の特例）  
第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

<p>設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）の用に供する場合</p>	<p>名称（容器包装に入れられたシアシアン化合物を含有する豆類、アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイナップル、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも、りんご、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、</p>
---	--

〔同上〕	
〔同上〕	<p>関する事項 栽培方法（しいたけに限る。以下同じ。） 解凍した旨（水産物に限る。以下同じ。） 養殖された旨（水産物に限る。以下同じ。）</p>

（義務表示の特例）  
第二十五条 前条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる場合にあつては、同表の下欄に定める表示事項の表示は要しない。

<p>設備を設けて飲食させる施設における飲食の用に供する場合、食品を製造し、若しくは加工した場所における販売の用に供する場合又は不特定又は多数の者に対する譲渡（販売を除く。以下この表において同じ。）の用に供する場合</p>	<p>名称（容器包装に入れられたシアシアン化合物を含有する豆類、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも、りんご、食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）、生乳、生山羊乳、生めん羊乳、鶏の殻付き卵、切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを除く。）であつて、生食用のもの（凍結させたものを除く。）、ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用でないもの、切り身</p>
---	--

〔略〕	ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用でないもの、切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。） 原産地
-----	--

（義務表示）

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

〔一〇五 略〕

六 アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パイイヤ、ばれいしょ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項  
〔七〇十四 略〕

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
〔略〕	〔略〕	〔略〕
ソーセイ	ソーセイ	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶

〔同上〕	にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であつて、生食用のもの、冷凍食品のうち、切り身又はむき身にした魚介類（生かきを除く。）を凍結させたもの及び生かきを除く。） 原産地
------	--

（義務表示）

第二十九条 食品関連事業者以外の販売者が容器包装に入れられた生鮮食品を販売する際には、次の各号に掲げる表示事項が第十八条及び第十九条に定める方法に準じて表示されなければならない。

〔一〇五 同上〕

六 あんず、おうとう、かんきつ類、キウイ、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項  
〔七〇十四 同上〕

別表第三（第二条関係）

食品	用語	定義
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
ソーセイ	ソーセイ	次に掲げるもの（食料缶詰、食料瓶

ジ

ジ

詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。)をいう。

一 家畜、家きん若しくは家兎の肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの(以下この表、別表第四、別表第五及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。)に、家畜、家きん若しくは家兎の臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料臓器類」という。)又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料魚肉類」という。)を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥し

ジ

ジ

詰及びレトルトパウチ食品に該当しないものに限る。)をいう。

一 家畜、家きん若しくは家兎の肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉したもの(以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料畜肉類」という。)に、家畜、家きん若しくは家兎の臓器及び可食部分を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(以下この表、別表第四及び別表第二十二のソーセージの項において単に「原料臓器類」という。)又は魚肉若しくは鯨肉を塩漬し又は塩漬しないで、ひき肉し又はすりつぶしたもの(魚肉及び鯨肉の原材料及び添加物に占める重量の割合が十五パーセント未満であるものに限る。以下この表及び別表第四のソーセージの項において単に「原料魚肉類」という。)を加え又は加えないで、調味料及び香辛料で調味し、結着補強剤、酸化防止剤、保存料等を加え又は加えないで練り合わせたものをケーシング等に充てんした後、くん煙し又はくん煙しないで加熱し又は乾燥したもの(原

<p>リオナソ ーセージ</p>	<p>〔略〕</p>	<p>ボロニア ソーセー ジ</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するものうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないもの（この表の中欄に掲げるボ</p>	<p>〔略〕</p>	<p>次に掲げるものをいう。 一 この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するものうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。） 二 「Mortadella Bologna」（モルタデッラボロニア）（その他この翻訳又はこれを意味するものを含む。）と表示されたもの</p>	<p>〔略〕</p>	<p>たもの（原料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎の肉の重量を超え、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。） 〔二〇五 略〕</p>

<p>リオナソ ーセージ</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>ボロニア ソーセー ジ</p>	<p>〔同上〕</p>	
<p>この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄四に規定するものうち、原料臓器類（豚の脂肪層を除く。）及び原料魚肉類を加えていないものをいう。</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>この表の中欄に掲げるソーセージに係るこの表の下欄一又は三に規定するものうち、牛腸を使用したもの又は製品の太さが三十六ミリメートル以上のもの（豚腸を使用したもの及び羊腸を使用したものを除く。）をいう。</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>料畜肉類中家畜及び家きんの肉の重量が家兎の肉の重量を超え、かつ、原料畜肉類の重量が原料臓器類の重量を超えるものに限る。） 〔二〇五 同上〕</p>

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法	無菌充填	常温での	「常温保存可能品」の文字を表示する。
			豆腐（食	保存が可	
			品、添加	能である	
マカロニ	類	「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」
「略」	「略」	「略」	「略」

ロニアソーセージに係るこの表の下欄二に規定するものを除く。）をいう。

別表第十九（第四条、第五条関係）

食品	表示事項	表示の方法	「加える」	「加える」	「加える」
			「加える」	「加える」	「加える」
			「加える」	「加える」	「加える」
マカロニ	類	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」
「同上」	「同上」	「同上」	「同上」

凍り豆腐	〔略〕
〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕

別表第二十三（第十三条関係）

〔略〕

即席めん類に関する事項

無菌充填豆腐に関する事項

食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

〔略〕

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	アボカド、おんず、うかつ、きん、類、ウギ、く
表示事項	〔略〕
表示の方法	〔略〕

凍り豆腐	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕

別表第二十三（第十三条関係）

〔同上〕

即席めん類に関する事項

〔項を加える〕

食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項

〔同上〕

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	アボカド、おんず、うかつ、きん、類、ウギ、く
表示事項	〔同上〕
表示の方法	〔同上〕

〔略〕	ろ、も、西、洋、な、し、ク、タ、ン、ナ、イ、ル、パ、ナ、イ、ヤ、バ、レ、イ、シ、ヨ、ビ、ワ、マ、メ、ロ、マ、ン、ゴ、ー、ン、ゴ、ー、も、及、び、り、ん
〔略〕	
〔略〕	

別表第二十五（第二十七条関係）

〔略〕

アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしよ、びわ、マルメロ、マンゴー、もも及びりんごに関する事項

〔同上〕	ろ、も、西、洋、な、し、ク、タ、ン、ナ、イ、ル、パ、ナ、イ、ヤ、バ、レ、イ、シ、ヨ、ビ、ワ、マ、メ、ロ、マ、ン、ゴ、ー、ン、ゴ、ー、も、及、び、り、ん
〔同上〕	
〔同上〕	

別表第二十五（第二十七条関係）

〔同上〕

アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、バナナ、びわ、マルメロ、もも及びりんごに関する事項

「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「同上」

附 則

この府令は、公布の日から施行する。